

 **中小企業の経営者の皆様** 

# 「ファクタリング」を うたった違法貸し付け にご注意ください!!

中小企業の経営者を狙い、貸金業登録のない違法な業者が「ファクタリング」を装って、違法な貸付けを行う事案が発生しています。

「ファクタリング」とは、一般に、企業が取引先に対して有する売掛債権を買取業者に売却して資金調達を行うことです。

ここが  
重要!



## 違法な貸付け等が疑われるポイント

- 債権の買取代金が、債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料が差し引かれる
- 買取業者との契約書に「売買契約」であることが定められていない
- 売却した債権が回収できない場合に、その金額の支払いや、債権の買戻しを売主に請求する契約となっている。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら裏面の相談窓口にご連絡ください。



東京都 東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会





# ファクタリングをうたった違法貸付けが疑われる事例

## 事例1

A業者が、インターネット広告や電話・ファックスで、「ファクタリング」と称して勧誘を行った。

しかし、実際には売掛債権の売買契約ではなく、債権を担保として提供する貸付契約を締結し、法定利息の最大約50倍で金銭を貸し付けた。



## 事例2

B業者が、売主から売掛債権を買い取る際に、債権の回収を委託する契約を締結した。しかし、売主が債権を全て回収するまで、買取代金の一部しか支払わないという条件が付けられていた。さらに、最終的に債権の全額を回収できなくなった場合には、買取代金から減額する条件も付けられていた。



## 事例3

売主がC業者に売掛債権の買取りを申し込んだ際に、C業者は申込金を払わせた。またC業者は別の業者をあっせんし、その業者と売主を一度も会わせずに売掛債権の売買契約を行い、債権額の3分の2しか支払わなかった。さらに、売掛先から売主が回収できなかったことを理由に、未回収額相当の金額を払わせた。

## 事例4

D業者が売掛債権を買い取るにあたり、売主に「買戻し特約」及び「連帯保証人」を付すなどの条件を付けた契約を締結した。また、「手数料」と称して、法定利息を超えた金額を買取代金から差し引くとともに、債権の回収が遅れたときには、保証人に返済を迫った。

### ご連絡・お問合せ先

東京都産業労働局金融部貸金業対策課

☎03-5320-4775

財務省関東財務局東京財務事務所  
☎03-5842-7015

警視庁総合相談センター  
☎#9110または03-3501-0110  
相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。

日本貸金業協会貸金業  
相談・紛争解決センター  
☎0570-051-051

都知事登録の貸金業者と都に寄せられた無登録業者の一覧は、東京都産業労働局のHPでも確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/> ▶



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

